

議 長 受付番号第7号、石内浩君の一般質問を許します。登壇願います。

9 番 石 内 一般質問をさせていただきます。受付番号第7号、質問議員第9番 石内浩。件名、「空き家対策」のその後について。

要旨、空き家対策特別措置法は、全国820万戸といわれる空き家につき、強制的な措置を可能とした上、それと連動して固定資産税の住宅用地特例の解除措置がとられた。空き家の持ち主は、対策をしないと経済的負担や強制的措置を受ける。特に、固定資産税等の増額は大きな負担となるため、早急な対応が必要と思われる。次の点につき伺いたい。

(1) 当町での調査も進んでいるが、空き家等に関する町民からの苦情件数、特定空家の指定件数、管理されている空き家件数、それぞれの数は。

(2) 高齢化の進行で、空き家の増加が予想されるが、活用可能な空き家等を地域資源ととらえ、国の補助制度の活用等を含め、新しい視点やアイデアをどう生かそうとされているのか。

以上、よろしく申し上げます。

町 長 それでは、石内議員の御質問にお答えを順次させていただきます。

まず、1つ目の御質問についてございます。空き家等が全町域にどの程度存在するかということでございますが、空き家の外観からの調査ということで、平成26年11月に職員で現地確認を行い、その時点での調査結果になりますが、空き家等の情報につきましてデータ化しておりますところでございます。

当時の状況といたしまして、空き家と思われる建物が65件、その中で状態が良好な建物につきましては24件、一部修繕すれば活用可能な建物が23件、活用が難しい建物が18件で、活用が見込まれる47件の所有者の方々にアンケート調査を御依頼をし、活用意向などのニーズを把握しております。回答は27件いただきまして、そのうち空き家でないと回答をされた方は9件、空き家であると回答された方が18件で、そのうち約9割が昭和に建築された建物でございました。その所有者等に対し、回答のお礼と空き家の予防を図ることを目的として、県司法書士会の相談案内、県発行の空き家問題対策支援登録事業者の一覧、県居住支援協議会の空き家相談、町の空家バンク制度などの資料を送付し、空き家の利活用促進に取り組んでおります。

松田町は、神奈川県で2番目の策定になりましたが、平成28年5月に空家等対策計画を策定し、基本方針に空き家にしない、空き家予防の推進を掲げております。

このような調査等につきまして、近隣市町の中でも積極的に進めており、空家法に基づく空き家等に関する町民からの苦情や特定空家等確定件数につきましては、現在までのところはございません。しかし、空き家等と思われる建物の苦情はありませんが、空き地などの敷地に有する雑草や立木など、保安上危険なものや外観上、衛生上に伴う情報提供は3件ございましたので、情報をいただいた方と現地で確認をいたしまして、所有者等への情報提供や助言などを行い、解決に向かうよう取り組んでるところでもございます。また、管理されている空き家の件数につきましては、18件となっております。

この空き家実態調査について、本年度更新をするために、12月に空家等対策計画に基づき、町全域を対象に実施し、また、地域の空き家状況を自治会からもあわせて確認させていただくこととしております。

続きまして、2つ目の御質問についてお答えをさせていただきます。町が活用する空き家となっている建物の除去の空き家等解体費補助や、所有者などに対し、空き家のリフォームの助成制度の空き家等改修費補助がございます。また、町が活用する空き家である建物の実態調査やデータベース化の補助制度もございます。

町では、活用可能な空き家対策といたしまして、空家等対策計画の基本方針の空き家等の予防推進に取り組んでいるところでございます。取り組み内容といたしましては、まず、事前に相談できる体制が必要で、弁護士会や司法書士会など関係団体と連携し、空き家予防の啓発活動や相続問題、成年後見制度の活用など、専門家のアドバイスが重要となりますので、空き家の予防に対する国の補助制度の新設を要望しているところでもございます。

平成28年度に新設された国の補助制度では、法律関係や不動産の専門家と連携して、空き家対策の運用手法の作成に対する補助制度がございます。神奈川県居住支援協議会がこの補助制度を活用しており、松田町におきましても、この協議会の空き家所有者特定手法マニュアル作成会議と特定空家等の判断マニ

ユアル作成会議のメンバーとして参加をさせていただき、常に新しい情報入手し、空き家対策に取り組んでいるところでもございます。全国的に特定空家等の判断がつかない県や市町村が多く、この特定空家判断基準の作成は、関係団体や企業、行政が連携することで、先進的な空き家対策として取り組んでいるところでもございます。

最後に、質問の新しい視点やアイデアについてでございますが、本年9月より、定住・移住を目的に空家バンク制度の拡充と地域コミュニティの活性化を踏まえた、地域資源の民間賃貸住宅家賃補助制度を実施しております。新しい視点の取り組みといたしまして、民間事業者による登録物件をお試し居住にもあわせて活用できるよう、積極的に依頼をしているところでもございます。

松田町にとって、空き家は利活用が期待できる地域資源でもございます。活用するには、所有者の皆様方との調整が非常に重要になっていくので、幾つもの物件を一度に動かすことが非常に難しく、一件一件がどのような利活用を望まれているのかを検討するためにも、地域の皆さんや不動産事業者等の民間事業者、法律などに関する専門家との連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

今後も、人口増加策の一環として、空き家等の利活用につきましても積極的に今後も取り組んでまいります。以上でございます。

9 番 石 内 御回答ありがとうございます。今の町長の説明の数字の中でですね、先日、5月の時点でしたっけ、松田町の空家等対策計画、これいただきました。そのときには、たしか空き家等、空き家が60件という話で聞いてるんですが、今は65件。数値は大差ないと思うんですが、ただ全国がですね、先ほどから820万戸ということは13.5%っていう数字なんですね。神奈川県についても、これは資料は町から出たやつなんですが11.2%。松田の場合、1.数%ってことは極端に少ないわけなんで、12月にまた全町調査するって予定があるそうなんで、ぜひお願いしたいのは、私たちの自治会で少なくとも7～8件空き家らしいのが目立つわけですよ。ていうことは、少なくとも松田町内だけでも相当数の数が出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺で、先ほど町長、その調査方法非常に難しいと、判断も難しいって話あるんですが、県とか国のこの数字が

出た判断基準とどう違うのか、その辺の差があるのかどうか、まずお聞かせください。

定住少子化担当課長 石内議員の御質問にお答えさせていただきます。全国のですね、空き家の率、13.5%につきましては、賃貸・別荘等を含む形の調査になってございます。それと、神奈川県11.2%ということで、それに対しまして松田町のほうはですね、この土地統計調査、国の調査なんですけども、この人口における対象外になってございます。こちらと合わすちょっとデータがないので、空家等対策計画におきましては、現状の60という数字、ここは一軒家、別荘・賃貸を含まない数字ということで、26年に現状調査した1.3%という結果になってございますので、この次はですね、なるべく今、空き家・空きアパート・別荘等の状況も確認してございますので、あわせて調査のほう、12月にですね、入ってきたいというふうに考えているところでございます。数字の違いは以上です。

9 番 石 内 そういうベースになる部分がね、違った数字を押さえても、これ混乱するだけだと思うんでね。そういうことで、ぜひ早く、12月にもうじきやられることなんで、数字を確認してもらって全国並みっていうか、県も、でもどういう基準かっていうのは、明確な部分ないんじゃないかと思うんで、それも含めて情報交換しながら対等な数字を出していただきたい。

それと今、課長のほうから話がありましたね、松田の住宅土地統計調査の調査区域外だっというんですが、これどういう意味の調査の区域外、区域内の判断なんですかね。

定住少子化担当課長 こちらの調査につきましては、国のほうが集計する人口1万5,000人以上のところを対象になってきますので、この前ですね、国のほうに情報提供をいただこうと思ひまして直接連絡をしたんですが、そのデータはないということで、統計の対象外ということで、この数字が出てこないという中でですね、空家等対策計画におきましては、国・県の指示のもとにですね、今回60件という数字を出してもよろしいかということで出した数字でございます。なので、上に書いてある全国と神奈川県の数字、誤差はもちろんあります。記載のほうがですね、松田町において、賃貸・別荘以外の物件という形で提示をさせていただいた計画でございます。以上です。

9 番 石 内 いずれにしても、どれを信頼していいかわからないので、12月のその調査結果、それと国・県とのレベル合わせ、そういうものを作って、次の数字をぜひ信頼おける数字を、ぜひ出していただきたい。

それとですね、2番目にお聞きしたいのは、その空き家の発生原因とその背景についてっていうことで、ここはかなり分析された内容が出ております。そん中でですね、所有者側とか、いわゆる地域側また役場側、そういうあれが出てくるんですけども、そん中で所有者側の要件、要因として情報、5番目にですね、情報、知識不足がある、いわゆる知識不足がある。その制度や相続相談先がわからないというような部分が多い気するんですが、現状、その判断、今時点でどういうところまで進んでいるのか、その辺をまずお聞きしたいと思うんですが。

定住少子化担当課長 松田町において、今本当に必要な空き家について予防ですね。今まさしくですね、先ほど飯田議員も御質問ありました2025年問題におきまして、その団塊世代が亡くなっていくという2035年以降に、著しく空き家がふえるという現状が出てございます。そうした観点でですね、また昨年度にですね、司法書士会が自主的に松田町の空き家対策ということで、その相談会を実施してございました。その中で、一番高齢者等がですね、ニーズの多かった相続問題等がでございます。なので、今、国がですね、2016年の新しい補助を活用して、法律問題などのマニュアル作成については補助金が出るというものがございます。それをですね、神奈川県ですね、先ほど申しました居住支援協議会が立ち上げて、補助を活用してですね、実施してございます。市町村で参加しているのがですね、松田町と大磯町だけなんですけども、神奈川県とですね、司法書士会、弁護士会の方々が集まってですね、この空き家予防をどうしていこうかという今、会議を図ってですね、そのマニュアルを今作成してございます。それらを活用しながらですね、松田町においてもですね、特定空家等の判断基準の一つというふうに今考えているものでございます。

あわせてですね、国の法律における特定空家という規定もございます、ガイドラインもございます。あわせて、予防についての自主的な運営を町としても進めていかななくてはならないという観点で、今取り組んでいるところでござい

ます。以上です。

9 番 石 内 　ぜひその辺も進めていただきたいと思います。この後、同じような内容になっちゃうかと思うんですが、2番目の地域側の要因っていうことで、個人情報取り扱い上、難しい面が確かにこれあると思うんですが、今回の法改正に対しての町の対応が、自治会側にどういうふうな対応されているのか。9月に実際もう一度調査してからっていう、今後の話にもなるかと思うんですが、どういう計画をされているのか聞きたいと思います。

定住少子化担当課長 　個人情報につきましてはですね、空家法に基づく規定でございます。空き家等ですね、いわゆる居住の用に供していない建物、年間を通して居住をしてないという状況をもとにですね、空き家等と法律では定めてございます。そちらをですね、どのような形で町がその空き家の個人情報をつかんでいくかということは、法律でですね、税情報等と連携をして、書面で税の担当のほうにその所有者の住所を情報公開します。これは法律に基づいてできることなんです。その後ですね、町としては登記をとりにいきます。全ての方の登記をとりにいきまして、その方に先ほど言いましたアンケートをですね、渡して、そのアンケートによって一番ニーズをはかっているというのが、この前の実態調査の後の形でございますので、今回12月にですね、また同じことをやりましてですね、その空き家等と思われる所有者等にですね、もう一度アンケートをとって、今後もですね、予防対策に努めていきたいというふうな形で考えてございます。個人情報につきましては、法に基づいて税のほうと連携をとっているというところでお願いします。以上です。

9 番 石 内 　個人情報、非常に難しい問題も絡んでくると思うんですけども、その辺もよろしく願いして、今の時点ではこういう言い方しかないんで、よろしく願いしたいと思います。

同じくこの欄のところに出てる行政側の要因ということで出てくる内容で、早期の空き家等の状況把握が難しい。これ当然そうだと思うんですが、でも、この策がとれない以上ですね、空き家、特に指定空き家の減少は難しいと思われれますし、特に松田町ではですね、空き家等の持ち主、またその権利人ってのが、権利者ってのが町外の人が非常に多いんじゃないかと思うんですね。その辺も含めて、地元地域との連携であるとか、自治会との情報交換、そういうも

のをこういう問題について、どういうことで考えられているのか、ぜひ、あったらお願いします。

定住少子化担当課長　実は、空き家等ということで所有者問題につきましても、やっぱり幅広く地域との連携という観点で、これちょっと例を出しちゃ申しわけないんですけど、湯の沢地区におきましても、地域が自主的にですね、その空き家等の所有者をもうつかんでおります。やっぱり地域にその空き家の草刈りとか、その例えば清掃とかを、地域とその所有者等とですね、連携をしてやっている事業ということで、これは自治会長のほうからですね、先進的な事例って、これは国のほうにも連絡はしてるんですけども、そういう地域がどのようにその空き家を考えているかっていうことですね、自治会長とも話した上でですね、また12月に空き家等と思われる一番知っている情報をですね、確認をして、連携していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

9 番 石 内　これも、ぜひそういうことでやってもらうということしか今言えないんですけども、よろしくお願ひしたい。

次にですね、先日っていうか、半月ほど前ですかね、町職員が野良猫の実態調査かて回ってきました。そのときに、私も話ししたんですが、やはり野良猫のすみかになっているのは空き家が多いと。そういうことで困ってるってことを聞いたって話、聞いてるんですが、先ほども出ましたけども、この空き家対策の中で、管理されている空き家っていうのは、具体的にどういうことなのか。わかる範囲で教えていただきたいと思うんですが。

定住少子化担当課長　今、把握しているものはアンケート調査でですね、空き家等という回答、でも管理をしているというような回答をいただいている18件が、管理されているという形で松田町のほうは考えていて、ただ、空き家等という、先ほども法律に基づいて年間を通して居住の用に供していないというものが前提になってきますので、あわせてよろしくお願ひします。以上です。

9 番 石 内　非常に答えにくいかはわかんないんですが、具体的にですね、管理されてるってのは、持ち主が定期的に、どのぐらい定期的に来て、中の確認をしているのか、それともいわゆる電気・水道そういうものとの連携であるとか、外観から見てどうなのか、そういう部分での具体的な説明ってのはできないですか。

定住少子化担当課長　　まず、外観につきましては活用ができるという判断を、町の外視調査、職員が  
ですね、見て、あ、ここは活用できるなっていう形で、Aランクっていう形で、  
実施のマニュアルがあるんですけど、町がつくったものがあるんですけど、Aラ  
ンクという形をとってございます。その中でですね、Bランク、一部修繕すれば  
活用可能かっていうようなものもつかんでございます。ただ、そちらのほう、ア  
ンケートしたときにですね、年間1回か2回は来ています、というような情報の  
ものも、その中にはございます。またですね、電気・水道等のメーターの確認を  
して、そのAランク、Bランクというのもつけてございますので、電気が回って、  
あるいは水道メーターもですね、動いているという中で、居住していないだろう  
という前提のもとに出したところもございますので、一件一件ちょっと探らない  
とわからないんですけども、そういうものも含めて18件という形で、今の現状の  
データの中ではある状況でございます。

9 番 石 内　　そのランクづけはですね、これからどういう、多少変更がされるかわかん  
ないですが、それは一般に公開されるものなんですか。それとも、町で独自のそ  
の判断基準として残しておくものなのか、その辺もお聞きしたい。

定住少子化担当課長　　このですね、実態調査マニュアル、手引というものはですね、まず町のほうで  
独自に開発したというよりもですね、先進、まず一番初めにやった鳥取県の、県  
がやった事例がございまして、直接県のほうに連絡、鳥取県に連絡しまして、そ  
のマニュアルをいただきました。まず、初めがそこからで、そこにはAランク、  
Bランクって、細かな外周を見てですね、外観を見て調査をするAランク、Bラ  
ンクっていうマニュアルがございます。今回やったのが、ごめんなさい、26年11  
月にやった実態調査はそれをもとにですね、町独自のものをつくって、同じよう  
な形でつくったものでございます。なので、今回につきましても、そのマニユ  
アルを含めながらですね、今、国の法律、ガイドラインが出ましたので、あわせて  
更新の調査に入りたいというふうに考えているものでございます。町として、独  
自でつくったAランク、Bランクという、Cランクまであるんですけども、そ  
ういう形になってございます。

公表については、町独自という感じで、調査の手引という形で出しても問題  
はないと思います。町としては、こういう形で調査をしましたっていうことで、

公表することは問題ないと思いますので、要望があれば出していきたいというふうに考えております。

- 9 番 石 内 今度の12月以降じゃないと、その辺のあれもはっきり、また変わってくるような内容だったと思うんで、ぜひ、先ほど話しましたように、やっぱり地域、隣近所の人がですね、やはり不安に感じると思うんですよ。こういう空き家の問題がクローズアップされてきますとですね。だから、何らかの形で、例えば公表して、そういうランクづけができる。それと、先ほど言った管理されてる内容がどういうレベルなのか、そういうものが本当はその、例えば空き家に何らかの形でわかるようにするのが一番いいんでしょうけど、先ほどの個人情報等いろんな問題ありますんで、問い合わせができれば、問い合わせをすれば全部教えますよとかね、自治会長には、こういう判断基準が出てるから、こういうことで一応説明してくださいとか、そういう具体的な手法をですね、ぜひ明確にさせておいていただきたい。これは要望ですけども、それに対して何かあればぜひお願いいたします。

定住少子化担当課長 本当に、空き家対策問題につきましては、自治会を含め、またいろんな法律に絡む問題等々ございますので、本当に今、連携をするっていうのが一番大事だと思っています。この全国的な問題、先ほどの2035年、団塊世代が一気に亡くなるようなものを踏まえまして、今やらなくてはいけないということは予防ですね。本当に相続問題等、相続したとしてもその後、その相続された方がですね、管理されていかないと、というようなことがございますので、そうした部分を強くですね、今から地域と一緒にですね、連携して図っていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

- 9 番 石 内 ぜひ、そういう方向で進めていただきたいと思います。

それですね、一番最初の質問のときに、苦情件数っていうことを聞いたんですが、それらしい具体的な数字、出てなかったんですが。今回の法改正で、関連する事業、事案についてですね、多少外れちゃう部分あると思うんで、1つ目。3つほどお願いしたいんですが、改正法では家屋だけじゃなくて、敷地内の竹木、それについても附属設備含めて対象になるってことで聞いているんですが、まだ空き家っていうことでなくても、人が住んでも、何代か前からの

植木なり庭木として植えたのが、相当でかく巨大な木になっちゃって、隣近所、道路に影響するような部分が多少見受けられるんですが、それらについての対策や町の援助、そういうものについては何かあのかどうか。

定住少子化担当課長　　今、人が住んでるっていう中で、空家法には適用しない、空き家等にはならないということになってきます。そうしますと、やっぱりその所有者をどのように調べるかっていうところにまずなってきます。その方に指導・助言等から始めなくてはいけないので、そうしたときにですね、町では今それに対する個人情報もございますので、条例等は今持っていない形になっているところがございます。そこが空き家であれば、その空家法に基づいてできるんですけども、そのような対策としては。なお、ほかの法令ですね、例えば建築基本条例、建築の関係とか、防災上の関係とかのそうした法令ですね、法令に準じて著しく危険等になればですね、連携をして、国・県と連携をして、そちらのほう対策がとれるというふうには考えているんですが、今のところ、そちらをですね、すぐ、例えば行政代執行法に基づく代執行というようなことのできるものは、今、町にはないということで御理解願えればありがたいと思います。以上です。

9 番 石 内　　これ以上、この問題については、また別な形でやりたいと思うんで、ここまでにしたいと思うんですが。

ほかに2点目が、関連する状況、今回の改正法の中で、空家法14条2項なんですかね、勧告は特定空家等の敷地に対して適用されていると。住宅用地特例がなくなるため、不利益処分、不利益処分と解される可能性があるといわれているんで、松田町の対応としてはどうなのか。幾つかの市町村では、行政手続法上の弁明の機会の付与についての条例、それに関して条例ができてるということなんですけども、それについて具体的な検討がされているかどうかお聞きしたいと思います。

税 務 課 長　　その空き家、特定空家になりまして勧告処分が出た時点で、税務上のその住宅用地の特例、今6分の1の軽減がかかってますけども、それが100%の課税ができるっていうことになりましたが、それに対してその不利益処分っていうことで、そういったものが今のところ、条例上対処した対象の人は特にございません。特に、それに対しての不服申し立てに対しては、一般的な不服申し立ての中でやってい

ただくような形になろうかと思えますけども、空家法の中ではやるってことは、今のところ町の中でもない状況ではございます。

9 番 石 内 これは、確かにないことにこしたことはないと思うんですけども、ただ聴聞のあれはないと思うんですが、不利益処分でそういう訴えられるっていうか、審査対象になる可能性っていうのは残してるわけですよ。だから、もう既に幾つかの市ではそういう条例、これに対する条例ができているということも考えられるわけで、やっぱり何か何かの対応はぜひ進めていただきたいと思うんですが。なきゃあいいだろうってことだけじゃこれから済まないと思うんでね、一応そういう検討も進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

定住少子化担当課長 まず、空家法ができる前ですね、条例を先に制定した横須賀市、逗子市、海老名市、座間市、湯河原町、愛川町でございます。この空家法ができてからですね、それぞれですね、この条例を空家法に基づく条例を、法令の前につくろうとした市町村ございましたが、その時点で3市町村が動きを出したんですけども、法がここで制定されるということで、この条例を破棄したというか、なくした経緯がございますので、あくまでも法令遵守ということで、横須賀市を初めですね、そちらは法をもとに動いているというところでございます。ただ、松田町のほうもですね、空家法ができてから条例等を定めた空家法についてっていうものは今、どこの市町村もございませんので、まず法令遵守ということで。別の形で、空家法ではない例えば景観上とか、そういう部分については新たな条例制定が必要になってくると思うので、その辺については今後の検討という形でちょっと御理解願えればありがたいと思います。以上です。

9 番 石 内 ちょっと論点が違うと思うんですけども、いや、私が言ってんのは行政手続法上の不利益処分。今、弁明の機会の付与という項目があるわけなんで、それについても先ほどから言うように、幾つかの市がもうそれに関して条例をつくってるんですよ。だから、それに対応するやっぱり何らかの形としてやってかなきゃいけないんじゃないかっていうことで質問してるわけなんで、もう一度申しわけないですが回答願います。

議 長 税務課長、不利益、税務、固定資産税に対する不利益処分の申し立てという意味ですよ。

- 9 番 石 内 そう。
- 税 務 課 長 今回の空家対策特別措置法にかかわるものとしてではない場合、の場合はその不利益処分に対しての弁明の措置とか、そういったものはありますが、その中でできるのかどうかっていうのは今のところちょっと、研究してみないとわからない部分ではありますが、そのいわゆる課税に対しての部分にはありますけれども。ただ、今回のこの空家対策特別措置法に対しての弁明のところにについては、今のところ税条例上にはないと考えています。
- 9 番 石 内 この問題、これ以上やるつもりないですけど、一応何を言ってるかっていうと、ちょっと論点がずれちゃってるんで、いわゆる不利益処分で審査請求、それとか行政訴訟、そこまで行く可能性がありますよってことを国でも認めてるんですよ。
- 議 長 何に対する不利益処分かを、もう一回説明していただけますか。
- 9 番 石 内 え。
- 議 長 何に対する不利益処分なのかというところの論点がずれてると思いますので。
- 9 番 石 内 だから、税金が今度かかるようになるわけで……
- 議 長 固定資産税が6分の1から100%になることに対する不利益処分という意味を、9番議員は言ってるわけですか。
- 9 番 石 内 そうそう、そういうこと。  
(「わかるように質問してやりなよ、かわいそうだよ、そんなの」の声あり)
- 9 番 石 内 いや、えー。
- 議 長 それに対しては、先ほど税務課長が答弁をしたと思うんですけども、それでは不十分だということですか。
- 9 番 石 内 いや、だからそのための対応を条例化しているところがあるんだけど、それについて検討されてるかってことなんだ。条例化しているところがあるんですよ。いや、いいですよ、もう。
- 議 長 固定資産税に対する先ほどの説明では、それに対しては行政手続法の中で説明しているという答弁がありましたよね。
- 9 番 石 内 要は、税金が軽減されるってことは、いわゆる今まで6分の1だったのが、もろにフルにかかるわけだから、不利益処分になるってことなんだ。だからそ

れが、いわゆる審査請求なり、行政訴訟法上の課題として取り上げられる可能性がある。

いいです。これは、また別の機会で行いますので。一応そういうことをまず申し上げておきたい。

それとですね、これに関する中で3点目なんですけど、インターネットのサイトで見ますとですね、不動産の一括査定サイトていうのが今盛んに出てくるんですけど、必要事項をぼんぼんと打ち込むと、1～2分で空き家の査定額が出てくるっていうようなサイトがあるんですけど、信頼性とか個人情報の取り扱い等も考えて、信頼していいものかどうか、そういう判断が町としてあるんだしたら、ぜひ聞かせていただきたい。

議 長 固定資産税の価格に対する価値の問題だと思いますので、税務課長、そこについての答弁を……（「議長、監査委員です。監査委員が、金のこと聞いてよろしいんですか、とめてよ」の声あり）金ではないですよ。固定資産税の課税標準に対する。（「関係ねえじゃん」「関係くないよ」の声あり）

税 務 課 長 じゃ、今の質問なんですけども、インターネット上でそういった家屋の評価とか、土地家屋の評価をしているところのサイトが信頼できるかっていう御質問ですが、そこについては、もろもろの、そのいろんな路線価とか、そういったものを勘案して課税標準と出しているところでございますけれども、それが確かに評価が正しいかっていうのは、私の口からはちょっと、回答はできないということで御容赦ください。

9 番 石 内 それじゃ、余計な質問しちゃったのかわかんないですけど、いずれにしてもそういう動きが周りにあるってことだけ、一応確認させていただきたいと思うんですが。

それと、この先ほどの空き家の対策計画、町の中にも出てるんですけど、空き家等に対する総合的な対策推進として、3つの柱の1つに、予防推進、予防推進が挙げられています。この予防推進ってことが万全にできれば空き家対策、ほとんど大丈夫だと思うんですが、ただ、どんな施策をイメージとして掲げられているのか、具体的なものがあれば教えていただきたい。

定住少子化担当課長 空き家予防推進、何回も何回もちょうと説明をさせていただいております。こ

れからですね、2025年度問題等、今からやらなくてはならないという観点ですね、幅広くですね、そういう空き家にさせないための啓発ですね。そのためには、そのマニュアル等を今作成している状況でございます。それは、司法書士会、弁護士会、そして不動産関係者と今連携をしてですね、早く、どういうふうに動くかということも今連携してやってございますので、それらを踏まえて早い段階で地域と一緒に連携してやっていくということで取り組んでいるところでございます。そこが一番の予防推進ということで、考えてるところでございます。以上です。

9 番 石 内 これは、いろんなこれからの要素がまとまんないと、具体的にはできてこないと思うんですが、ぜひ、そういう方向を間違いなく推進していただきたいと思います。

最後になりますけども、先ほど来、地域との連携、そういうものがあると思うんですが、最近、地域、地域会、いわゆる、地域とは直接関係ないけど、子供会がなくなったり、地域会の役員のみなり手がなくなったり、いろんな状況が、いわゆる地域会の何ていうか、関係が希薄になりつつあるということで、この空き家問題に限らずですね、これからどういう形で町の地域会、取り上げていくか。先ほども答えの中にも出てきたと思うんですが、今、自治基本条例も作成中だと思います。そういう意味で、この機会にですね、徹底してやっぱりこれからのまちづくりの中で、自治会のあり方なり、地域会のあり方、そういうものをぜひ進めていっていただきたい。最後はそういうことをお願いすると同時に、トップとしての判断をお聞かせ願いたいと思います。

町 長 非常に厳密にお話しすると、多分、質問の趣旨は、今回の件名の空き家対策について、その後についてっていうことですから、お答えする内容ではないと思いますが、最後ということですので、お話をさせていただくことにほかの議員の皆様方も御理解をいただきたいというふうに思います。

先ほど来、お話あるように地域の方々に本当にいろんな面で我々もお願いをし、負担をかけているということについては、本当に我々も恐縮っていうか、本当申しわけないなというふうに思っております。ただ、高齢化がいろんな面で進むに当たって、独居の方々もふえてくるといった面でいくと、いろんな地域間のコミュニケーションもとっていただきたいというものもあつたりとかす

るところで、ただただ、高齢化になってる部分で役員になり手が無いというようなお話も聞いておりますし、今現在、民生委員・児童委員も3席ほど空白になっているような、本当にそういう状態でもあります。地域の子供会についても、もう随分前から同じような問題で、なかなか支えるお父さんお母さんたちも現状すごく大変になってきているっていうふうなこともありますし、本当に総合して物事を考えたときに、本当、松田町の我々の行政側だけでそれを対応するということには非常に難しくなっているところもあって、地域の自治会の方々の、御高齢の方々も、子供会というよりも子供の見守り会みたいなことで、いろんな工夫をしながら、自治会の子供会活動を支えてらっしゃる方々もいらっしゃるんで、そういったことに我々も甘えることなくですね、連携を今後にとって、世代間交流も含めて今後も進めてまいりたいというふうに思いますので、その辺、石内議員も仲町屋のほうも子供会なくなったということも多分危惧されての御質問だと思いますから、今後我々も支えてまいれるところはずね、まいっていききたいというふうに思っております。以上でございます。

9 番 石 内 ありがとうございます。これで質問を終わります。

議 長 以上で、受付番号第7号、石内浩君の一般質問を終わります。

以上で、本日本日予定いたしました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。あすは、午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

お知らせします。松田山イルミネーションを見学しますので、午後4時30分、庁舎2階玄関に集合をお願いいたします。よろしく申し上げます。(15時55分)